



滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業

登録証

双葉建設株式会社様

滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録事業実施要綱第4条の規定により貴事業所を「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録します

登録番号 第 185 号

登録年月日 平成21年7月8日

平成21年7月8日

滋賀県知事 嘉田由紀子



令和7年3月3日

双葉建設株式会社 一般事業主行動計画 第6期

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

内容

目標1： 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 10日以上とする。

<対策>

- 各年 12月 有給休暇取得予定表、取得状況を取りまとめ回覧する。
- 各年 4月～8月 社内報などで有給休暇取得促進キャンペーンを行う
- 各年 10月 アニバーサリー休暇の掲示

目標2： 子どもが保護者である社員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を2028年 2月までに実施する。

<対策>

- 2025年 5月～ 検討会の設置
- 2025年 6月～ 社内報などによる社員への参観日実施についての周知 及び計画
- 2026年 7月～ 2028年8月参観日の実施、社員へのアンケート調査、実施結果分析
- 2026年 9月～まとめ